

遺産分割申立必要書類一覧表（大阪家庭裁判所）

- 申立書一式(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)
 - 申立書一式の写し(□申立書 □当事者目録 □遺産目録 □相続関係図)×相手方の人数分
 - 事情説明書(申立人ごとに1通)
 - 連絡メモ(申立人ごとに1通)
 - 資料の非開示希望の申出書(必要な方のみ)
 - 収入印紙 **被相続人1名**に対し 1200円
 - 郵便切手
当事者数(申立人と相手方の合計人数)が10名までの場合
- | | | | | | | |
|-------------|-------------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| 500円×2×当事者数 | 100円×5×当事者数 | 84円×5×当事者数 | 50円×5×当事者数 | 10円×10×当事者数 | 5円×5×当事者数 | 1円×5×当事者数 |
|-------------|-------------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|
- ※当事者数が11名以上の場合、当事者が1名増えるごとに 500円×2、100円×5、84×5を追加
- 別紙 身分関係の資料
 - 別紙 遺産関係の資料
 - 別紙 遺産関係の資料の写し×相手方の人数分

※裁判所に提出する書面には、マイナンバーを記載しないで下さい。

不要



マイナンバー



マイナンバーの記載のないもの

※必要に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【問い合わせ先】

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係(当庁5階)

TEL 06-6943-5973

郵送提出先：大阪家庭裁判所 家事事件係



書式は
遺産分割(申立等で使う書式)から
ダウンロードできます。

別紙

※「戸籍謄本等」とは、戸籍謄本、全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本及び廃棄済み証明書の事です。

	資料の名称	期限等	書類の対象・内容等	書類の請求先	
身分関係の資料 (法定相続情報一覧図・戸籍など)	<input type="checkbox"/> 登記官の認証文付き法定相続情報一覧図* (被相続人の本籍・最後の住所・死亡日、相続人の住所の記載のあるもの) ※申立前に法務局で作成してください。 ※別添「法定相続情報一覧図の提出について」をご確認ください。	なし	被相続人 (数次相続・再転相続が発生している場合は、後に死亡した者を被相続人として作成した法定相続情報一覧図も必要) ※相続人の範囲や死亡の前後、相続放棄の有無等によっては、戸籍謄本等の提出が必要となる場合があります。	法務局	
	<input type="checkbox"/> 相続人を確定できるだけの戸籍謄本等* (法定相続情報一覧図がある場合は原則不要) 《注1》 相続人が被相続人の(配偶者と)子(または代襲者)のみである場合は、法定相続情報一覧図の提出に代えて、被相続人の相続人を確定できるだけの戸籍謄本等の提出でも可 《注2》 法定相続情報一覧図を作成できない事情がある場合は、法定相続情報一覧図の提出に代えて、被相続人の相続人を確定できるだけの戸籍謄本等を提出していただくことができます。申立て前に遺産分割係にご相談ください。	▼▼左記《注1》《注2》の場合▼▼ 【共通】 ①被相続人の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ②被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がいる場合、その子(及び代襲者)の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ※相続人が被相続人の(配偶者と)子(第一順位)の場合は以上で足りません。 【相続人が被相続人の(配偶者と)父母、祖父母等の直系尊属(第二順位)の場合】 ③被相続人の直系尊属に死亡している者がいる場合、その直系尊属の死亡記載の戸籍謄本 【相続人が被相続人の配偶者のみの場合又は被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位)の場合】 ④被相続人の父母の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ⑤被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合、その兄弟姉妹の出生又は10歳ごろから死亡までの連続した全戸籍謄本 ⑥代襲者であるおいめいに死亡している者がいる場合、おいめいの死亡記載の戸籍謄本 ※被相続人に関する戸籍・戸籍附票・住民票の期限はありません。 ※相続人の範囲や死亡の前後、相続放棄の有無等によっては、更に戸籍が必要となる場合があります。	(戸籍謄本) 本籍地の市区町村役場 (戸籍附票) 本籍地の市区町村役場 (住民票) 住所地の市区町村役場		
	<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍附票又は住民票写し* (法定相続情報一覧図がある場合は原則不要)				
	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍謄本*	3か月以内	相続人全員		
	<input type="checkbox"/> 戸籍附票又は住民票写し (住民票はマイナンバーの記載のないもの)	3か月以内	相続人全員		
* 提出が省略できるもの、追加の提出が必要なものもあります。別添の「法定相続情報一覧図の提出について」をご確認ください。 * 戸籍謄本等は、原本に代えて正確な写しを提出することもできます。別添の「戸籍謄本等の提出について」をご確認ください。					
遺産関係の資料 (甲号証を付けるもの)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 又は登記簿謄本の原本	3か月以内	不動産(土地・建物)	法務局	
	<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本 借地権・借家権を証明する資料	最新年度		物件所在地の市区町村役場	
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書の原本 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書の原本 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し	3か月以内 最新年度	借地権・借家権 ※固定資産評価証明書は取得できる場合のみ ※賃貸借契約書はある場合のみ		
	<input type="checkbox"/> 預貯金の現在残高証明書の写し又は通帳の写し等	最新	預貯金 ※通帳の写しの場合は、最新残高を確認するため、直近に記帳をしたもの	残高証明書は、預入先銀行などの金融機関	
	<input type="checkbox"/> 国債、株式、投資信託及び出資金等の現在の内容が特定できる金融機関発行の証明書の写し	最新	国債・株式・投資信託・出資金等	証券会社等	
	<input type="checkbox"/> その他遺産の資料 (自動車登録事項証明の写し、保険証書の写しなど)	最新	自動車・保険等		
	<input type="checkbox"/> 相続税の申告書の写し (マイナンバーの記載のないもの)	なし	作成されている場合のみ		
	<input type="checkbox"/> 遺言書写し	なし	作成されている場合のみ		